

平成 24 年度 小売商業後継者育成・開業支援事業のご案内

都内商店街の既存小売店舗の事業主や新たに自らの小売店舗を設け開業しようとする個人を対象として、既存店舗の後継時及び開業時の大きな課題である店舗改装・新装等における資金及び技能や経営知識の習得を合わせて支援いたします。

これにより、商店街での後継者育成や開業する人材を支援し、空き店舗減少や商店街組合員の増加等、商店街の活性化を図ることを目的とする事業です。

助成対象経費等

公社は条件を満たした小売事業者等に対し、その経営を軌道に乗せ、商店街の活性化へ資するため、以下の経費を交付します。【申請者：既存店舗の経営者、新規開業予定者】

- 1 組合員となる商店街での開業等に要する店舗改装・新装工事費
50万円を上限に、対象経費の1/2を助成（但しFC店を除く）
- 2 業界団体等が主催する技能等の習得研修参加費
上記経費を有効活用するため、6万円を上限に、対象経費の10/10以内を助成
年度内に開業できなかった場合は3万円を上限に、対象経費の1/2以内を助成

- **支援予定件数 20件**【助成対象となる経費は、平成25年1月末日迄に実施・完了するものに限りです】
上記1. 2どちらか一方の申請はできません。助成対象経費以外の経費は対象外です。

募集期間【申請申込書は裏面です】

1. 申請申込期間 平成24年8月20日（月）9時から
平成24年9月19日（水）17時まで
2. 申請書提出・面接審査 平成24年9月28日（金）または
平成24年10月2日（火）で公社が指定します。

申請要件

1. 商店街会長による開業等の承諾を得ること。
2. 店舗改装・新装を平成25年1月末日までに完了し、開店すること。
3. 公的機関による経営知識習得のための研修受講すること。（～25.1.31）
 - ・区市町村、（公財）東京都中小企業振興公社による事業
 - ・東京商工会議所・多摩地域の商工会議所、東京都商工会連合会・商工会による事業
4. 業界団体等による技能習得のための研修受講すること。（～25.1.31）
業界団体等とは、国または東京都が認可する小売業に関する団体・各種学校法人等をいいます。

※但し、過去3年以内に、大手小売店等での一年程度の就業経験を書類で確認できる時、及び商工会・商工会議所が小売商業に係る相応の技能を有すると認める時は、上記業界団体等の研修に換えることができます。

※なお、参加費に係る助成金の申請ができる研修は交付決定後に参加・支払を行った業界団体等研修に限ります。

お問い合わせ先・助成事業申請書請求先

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 企画管理部助成課 電話03-3251-7895